

1. 制度概要

本制度は、経済的な理由により、専修学校専門課程において修学を続けることが困難であり、既に有利子で下記に掲げる融資や貸付を受けている方を対象に、その利子の全部又は一部を助成する制度です。

(1) 対象者

学生本人です。

当初の申込時及び毎年の交付申請兼請求時には、本人が成人していても受給資格取得時に本人を扶養していた者及びその配偶者(以下、保護者と記載します。)の確認を必要とします。

(2) 条件

受給資格の確認は、申込時と毎年の交付申請兼請求時に行います。

申込時 … 次のすべての条件を満たす方が「受給資格者」となり得ます。

- ・ 日本政策金融公庫の教育ローン、日本学生支援機構の有利子奨学金を、本年度新規に契約し、借りている。
- ・ 専修学校専門課程の学生である。

但し、職業に結びつく免許、資格を得るための国家試験または国家試験に準ずる試験の受験資格が得られる専門課程に限る。(語学や音楽、アニメーションなどの課程は対象となりません。)

- ・ 保護者が三重県に住所を有している。
- ・ 生活保護基準(当分の間、平成二十五年厚生労働省告示第百七十四号による改正前の生活保護法による保護の基準(昭和三十八年厚生省告示第百五十八号)とする。)の2倍に準じた別に定める額以下の世帯に属している。(『2. 手続き一般』の「(3) 所得基準の計算方法」参照)
- ・ 大学等を修了、卒業、在学したことがない。
- ・ 他の同種無利子奨学金の融資を受けていない。(日本学生支援機構法に基づく無利子貸付、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく無利子貸付、社会福祉協議会の扱う無利子貸付)

※同種無利子奨学金とは…

- ・無利子「支度費」「入学準備金」的な貸付を既に受けている方は、本制度の教育ローンにかかる有利子分の利子助成を申込みできません。
- ・無利子「毎月奨学金」を既に受けている方は、本制度の日本学生支援機構の第2種奨学金に係る有利子分の利子助成を申込みできません。

他制度 本制度	母子父子寡 婦福祉資金 又は 社福支度費	学生支援機構 (第1種) 奨学金	母子父子寡 婦福祉資金 又は 社福奨学金
教育ローン	×	○	○
学生支援機構 奨学金	○	×	×

毎年の交付申請兼請求時

- ・打ち切り、取り消し等の要件に該当しない。(「(4) 支給停止 / 打ち切り / 資格喪失」参照)
- ・受給資格者又は受給資格時の保護者の所得が生活保護基準の2倍に準じた別に定める額以下の世帯に属している。

(3) 利子助成対象

年3%を上限とした、前年の1月から12月まで(新生入は入学の月から12月まで)の期間に既に支払った利子分のみを対象とします。

期間は返済が完了するまでとします。(ただし、毎年、世帯と所得にかかる状況について審査をし、支給条件から外れる場合には支給停止されます。)

詳しくは次のとおりです。

① 日本政策金融公庫の教育ローン

- ・当該申込年度(専修学校入学前に準備のため、前年度に契約した場合も可能とします。)に、新規に借り受け契約をした方のみ、申込を行うことができます。
- ・入学前に支払った利子は対象外とします。
- ・延滞等にかかる利子は対象外とします。
- ・添付書類にて、借入金が教育ローンであることを確認します。一般貸付や他用途の貸付や融資には、本制度はご利用できません。
- ・3%を超える利率の場合、3%として算定します。

② 日本学生支援機構有利子奨学金

- ・新規に日本学生支援機構から貸付を受けた場合のみ、申込を行うことができます。

※一般的には新生入(高校在学中に予約を受けていた方、専修学校に進学後日本学生支援機構からの貸付を受けることになった方)ですが、新生入以外にも、緊急の場合などで、今回新たに日本学生支援機構に申込みをし、決定を受けた在校生も対象となります。

- ・3%を超える利率の場合、3%として算定します。

※①②の重複申込は可能です。

(4) 支給停止 / 打ち切り / 資格喪失

(1) 受給資格者が専修学校を退学したとき。

→資格を失うこととなります。なお、交付申請書兼請求書の添付書類として、在学中であれば在学証明書を、卒業後であれば初回のみ卒業証書の添付を必要としています。

(2) 受給資格者が死亡したとき。

→例外として、金融機関や日本学生支援機構等で免除とならず返済が続く場合、保護者の方からの申請にて可能です。但し、経済条件等の審査は通常通りです。

(3) 受給資格者が母子及び父子並びに寡婦福祉法、社会福祉協議会、日本学生支援機構の無利子奨学金貸与を受けたとき。

→その事実の発生する月分までが対象となります。

(4) 利子助成金を受けることを辞退するとき。

→資格を失うこととなります。

(5) 保護者が三重県内に住所を有さなくなったとき。

→その事実の発生する月分までが対象となります。

(6) 前年の所得を偽って利子助成を受けたことが明らかになったとき。

→資格を失うこととなります。

(7) 毎年の申請兼請求行為を、規定する期日までに行わなかったとき。

→当該年度にかかる利子助成金は後年請求できませんが、資格を失うことはありません。次年度以降で返済が完了するまでの期間であれば、受給資格は喪失しておりませんので、その年度分にかかる交付申請兼請求行為をしていただくことは可能です。(年度を遡って支給することはありません。)

(8) 所得基準を超えたとき。

→当年度については交付することはできませんが、資格を失うことはありません。次年度以降で返済が完了するまでの期間であれば、受給資格は喪失していませんので、交付申請兼請求行為をしていただくことは可能です。

※(1)～(5)に該当する場合、異動届(第5号様式)を提出してください。